

平成28年11月24日（木）
国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所

記者発表資料

災害対策基本法に基づく、区間指定を廃止したのでお知らせします。

緊急通行車両の通行を確保することを目的として、本日12時00分に災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づく区間指定を行った、国道1号神奈川県足柄下郡箱根町湯本字山崎地先～神奈川県足柄下郡箱根町箱根字境木地先の区間については、除雪作業等を実施するとともに、降雪がおさまり天候が回復しましたので、15時30分に区間指定を廃止しました。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・神奈川県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 電話：045-311-2981（代表）
副 所 長 菱川 龍（ひしかわ りゅう）
管理第一課長 深山 高芳（みやま たかよし）

国道1号 箱根新道

国道1号 箱根新道 指定区間廃止 L=13.8km

